

平成24年度 第1回四街道市環境審議会会議録（概要）

日時 平成24年8月10日（金）午前9時30分から午前11時30分  
場所 四街道市保健センター3階 大会議室  
出席者 委員 岡本会長 本橋副会長 甘利委員 大瀬委員 大山委員  
千代委員 小野沢委員 青池委員 阿部委員 越中委員  
八角委員 丸山委員  
欠席者 委員 加藤委員 長谷部委員  
事務局出席者 鶴澤理事 杉山部長 竹内次長 黒田課長 石橋主幹  
鈴木主幹 慶児副主査 三宅主事 櫻井主任主事  
傍聴人 0人

——会議次第——

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 四街道市環境基本計画策定について
  - (2) 四街道市小規模水道条例・施行規則の制定について
  - (3) 市営霊園合葬式墓地合同埋蔵施設の概要について
  - (4) その他
- 4 閉会

——議事録——

事務局：

定足数確認  
資料確認

会長：挨拶

事務局：

事務局職員紹介  
部長挨拶  
同席している環境基本計画策定委託業者の紹介  
会長へ議事進行のお願い

会 長： それでは議事を進めて参りますので、委員の皆様のご協力をお願いします。  
本日の会議ですが、四街道市の審議会等の会議の公開制度に基づき、本日の会議を公開することについてお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全 員： ——— 異議なし ———

会 長： 異議なしということでございますので、本日の会議は公開といたします。  
事務局に確認しますが、本日傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事 務 局： 本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

会 長： 有難うございます。傍聴希望者につきまして、本日はいらっしゃらないとのことでした。

会 長： なお、本日の審議会の会議録につきまして、市の公開制度におきましては原則発言者名を明記し、ホームページ等で公開する方針とのことでございます。このことにつきましてもお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全 員： ——— 異議なし ———

会 長： 有難うございます。それではご了承をいただきましたので、事務局はそのような方向で準備をお願いします。

会 長： それでは本日の議題に入りたいと思います。議題の（１）「四街道市環境基本計画策定」につきまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： ———資料No.2－1から2－5に基づき説明———

会 長： 議題（１）についての説明は以上でよろしいでしょうか。  
それでは、ただ今事務局から説明のありました「四街道市環境基本計画策定」につきまして、皆様からのご質問やご意見などいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本 橋 委 員： ３点程伺います。１点目は環境基本計画に関するスケジュールで、委員の任期をまたいでいるので審議する人が任期満了により変わってしまいますが、

この点についてはどのように考えるのかということです。

第2点目はアンケートの問題で、資料No.2-2の間16の設問は答えを16個の項目から選ぶ形式となっていますが、回答を限定するのではなく、その他の意見もあると思うので自由意見欄を設けた方が良いと思います。

第3点目は現計画に掲げられた施策、方針の取り組み状況についてで、新たな基本計画を策定するためには、現計画の進捗状況や達成状況を委員に示した上で、現計画における問題点・反省点の洗い出しをすることにより、新たな基本計画をどうするのか、ということが出てくるのではないのでしょうか。

会 長： 本橋委員からの質問に対する事務局の回答をお願いします。

事 務 局： 1点目について、審議会委員の委嘱期間は今年の11月までであり、それ以降については委員のメンバーは原則交代となります。本来は新しいメンバーで最初から策定に携わっていただくことが良いことは承知していますが、24・25年度の2年間の中でこの基本計画を策定するという目標のスケジュールから逆算すると、アンケート調査を今年の11月より前に実施をしない場合、その後のスケジュールが日程的に非常に厳しくなってしまうという事情があります。新しい委員の皆様には今までの経過や今後の考え方等について、再度ご説明を十分にした上でその後の審議をしていただくというスケジュールで考えています。

2点目については、出来る限りアンケートの中に自由意見の欄を設けられるように工夫をしたいと思います。

3点目については、早急に検証してこの審議会にも報告したいと考えています。

会 長： 本橋委員いかがでしょうか。

本 橋 委 員： 審議事項が委員の任期をまたぐというスケジュール設定は問題があると考えます。今後はこのようなスケジュールは止めていただきたいということを提案しておきます。

会 長： 本橋委員から指摘のありました点については、事務局としては既に決まった部分もあると思いますが、その範囲の中で最善を尽くしていただきたいと思います。委員が途中で替わるという問題については、検討した内容について手戻りが発生して事務局の負担が大きくなることも多々あると思いますが、

反面では異なる委員から色々な意見を聞くチャンスができるというメリットもあるので、より多く委員のご意見をいただき、四街道市民のためになる計画を作っていただければ良いと思います。

2点目については、アンケート調査というものはどうしても実施する人の意向というのが強く反映されてしまうもので、市民のニーズを上手く汲み取ることができるようなアンケート調査が設計されているかどうかというのは大変重要なテーマであると思います。

阿部委員： 副会長から私が疑問に思っていたこととお話いただきました。私は別な視点からアンケートについてお話しします。アンケートについて自分が回答したらどうなるかを確認してみたところ、どう答えて良いのか解らない項目がありました。資料No.2-2の間12について、最も重要だと思うものを1つ選ぶような設問になっていますが、いずれも重要な事項なのでその中から1つだけを選択するのは難しいように思います。

また、選択項目の全てが同じ階層のものではないものを並列的に並べて、その中から1つを選ばせている設問があり、問題があると感じました。

前回策定した環境基本計画を安易にそのまま踏襲してその中から一番良いものを選ばせようというようなことをすると、逆に市民の側から見ると、市は前回の基本計画の施策を全部やることができないからその中から市民の要望や意見の多かったものを1個だけやる、というようにも捉えられかねないので、間12については再検討をお願いしたいと思います。

会長： 事務局の回答をお願いします。

事務局： 検討させていただきたいと思います。今回の資料はあくまでも案であり、これから手直し等も必要になると思いますので、皆様からのご意見をアンケート調査に活かしたいと考えています。

丸山委員： 本橋委員の発言にありましたように、アンケートだけではなく前の基本計画をきちんと評価しなければ新たな計画策定のスタートにはならないと思います。現計画の評価をやっていないというのはこの事業の進め方として問題があると思います。ただし、前回の基本計画には具体的な目標がほとんど無く、またどのようにフォローするのかということも何も決めていないようなので評価が難しいのではないかと思います。

事業者に対するアンケートについては、後日データの提供依頼も想定したものにされた方が良いでしょう。例えば、省エネ法が改正になり、一定規模

の事業者には省エネに関する報告義務があるので、かなりの事業所が該当してくると思います。事業者にデータの提供を依頼すればデータが集め易いのではないかと思います。

今回の計画を策定する時の提案として、この基本計画はどのように進んでいるかということを引きちんとフォローする方法を考えて頂きたいと思います。

会 長： 事務局よりただ今の質問に対する回答をお願いします。

事 務 局： 現在の基本計画の評価については、先程副会長からもご指摘がありましたように、評価や反省点について早急に進めていかなければ次の計画に引き継ぐことは難しいと考えています。

また、四街道市で策定している他の様々な計画についても、毎年その進捗状況について調査しており、環境基本計画についても策定後は調査を継続していかなければならないと考えています。

ご指摘をいただきました点を踏まえ、計画を策定して参ります。

会 長： 有難うございました。丸山委員よろしいでしょうか。

丸 山 委 員： 次に計画を作る時には途中のフォローができるようなことを絶対考えて頂きたいと思います。書き放し・言い放しで終わりでは、折角委員の皆さんが一生懸命検討しても何の意味もありません。特にエネルギーの面ではデータを把握する方法はいくらでもあるので、その方法を探していくということで是非進めて頂きたいと思います。

会 長： 有難うございました。それでは次に小野沢委員をお願いします。

小野沢委員： 資料No.2-2の8ページの5.「エネルギー消費実態調査」の項目について、この調査では解析が困難ではないかと思われま。

エネルギー使用量は月毎や季節毎に変わるので、このような聞き方をすると後のまとめが大変なのではないかなという懸念がありますので、ちょっと設問の工夫が必要ではないかと感じました。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 設問については事務局で再度検討させて頂きたいと思います。

会 長： 有難うございました。他にご意見・ご質問はありますでしょうか。

大 山 委 員： 今回見直しが必要だと思うのは関係しているクリーンセンターの問題だと思います。2年後には佐倉・酒々井との合同処理になる予定であり、そうなる  
とごみの収集量の把握の仕方や収集車の排ガスの排出量等が大幅に変わってくる  
と思います。

前回の計画策定時と状況が根本的に違うところなので、アンケートの項目に  
合同処理が良いのか四街道市が単独で処理するべきなのかを聞く項目を追加し  
て、市民がごみの収集体制についてアンケートで答えられるように見直す必要  
があるのではないかと思います。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： ただ今ご指摘の件についてですが、ごみ処理施設の件については現在、市  
としては広域処理という方向で進めているところです。流動的な部分もあり  
ますが、方向性としては広域処理の方向で進めさせていただいていることか  
ら、申し訳ありませんがその件に関しましてはアンケートにお載せできない  
ということでご了承頂きたいと思います。

会 長： 大山先生よろしいでしょうか。

大 山 委 員： ごみ処理施設の今後の方向性についてあまり知らない人が多いというこ  
とが今回の報告書をまとめるにあたって私が気になっている点ですので、市民  
を対象に調査したら方向が決まってくるのではないかと思います。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 市民の方々に対する広報については、例えば市政だより等のアンケートで  
はない方法でその進捗状況等について報告させて頂きたいと考えています。

事 務 局： 次に甘利委員をお願いします。

甘 利 委 員： 資料No.2-1の策定目的の文章表現の部分で、「自然との関わり方や安心・  
安全の視点を含め」という記載の中の「安心・安全の視点」というのはどう  
いうことをイメージされているのでしょうか。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： これについては、東日本大震災に伴い国が掲げている基本計画の中においても安心・安全という視点を含めているというような状況がありますことから、本市においても安心・安全の視点について基本計画の中に取り入れていければというようには考えています。

会 長： 私から甘利委員のご質問に少し補足しますが、四街道市では市全体の新たな総合基本計画を策定するに当たり、アンケート調査を3,000名に対して実施しており、この中にも安心・安全に関する質問項目が相当数含まれていました。

このアンケート結果については事務局から説明はありませんでしたが、アンケート結果を環境基本計画に織り込む方向で検討しているのかどうか、予告的な報告を少しして頂けると甘利委員のような疑問がかなり解消されると思えますがいかがでしょうか。

事 務 局： 今会長からお話がありましたように、環境基本計画より若干早い進行という形で市の総合基本計画の策定作業が行われており、その中でアンケート調査等も実施していますので、環境基本計画を策定するに当たり、その結果の中で市民の意向が把握出来るものは併せてこの計画の中で検証して取り上げて参りたいということは考えています。

会 長： 甘利委員よろしいでしょうか。それでは次に本橋委員をお願いします。

本 橋 委 員： 安心と安全というのは概念が全然違うものです。それを国が安心・安全と使ったから四街道市でも使うというのではなく、もう一度四街道市の方で安心という概念と安全という概念はどのように違うのかということを検討した上で判断して頂くのがよろしいかと思えます。

会 長： 他にご意見ご質問はいかがでしょうか。

千 代 委 員： アンケートは市民向けと事業者向けとに分かれており、市民向けアンケートの資料No.2-2の8ページには「エネルギー消費実態調査」ということでエネルギーの消費量の概略についての項目がありますが、事業者の調査用紙には該当する項目が見当たらないようです。事業者についてはエネルギー消費の実態について特別アンケートはしないということでしょうか。私は出来れば同

じようにアンケートした方が良いかなと思います。

また、調査項目は電気とガスとなっていますが、自動車の燃料あるいは灯油等も対象にされた方がよりデータとしては良いものが取れるのではないかなと思います。

資料No.2-3の7ページ問9のところ再生可能エネルギーの導入状況という項目があり、これは発電量というような視点だけで質問されているようですが、例えば太陽熱エネルギーということになると多分太陽熱発電というのはそれ程普及してないと思いますので、熱利用が主になるかなと思います。その辺をどのように捉えてアンケートされるのかお伺いします。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 「エネルギーの実態調査」については、他の委員の方々からもご意見を頂きましたので改善したいと思います。

対象とするエネルギーの種類については、広く聞くということで項目を絞らせていただいています。アンケートの中身についてはもう一度協議し、項目を増やすかどうか検討させて頂きたいと思います。

アンケート項目に熱利用についての視点も加えるということについても、もう一度検討してみたいと思います。

会 長： よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。

本 橋 委 員： エネルギーについての質問項目の目的がよく解らないのですが、項目を見ていると四街道市としては化石燃料をなるべく使わないような方向性を目指していくというように見えますが、これを市民が答えたとしてどのような意味があるのかなと感じました。

アンケートはきちんと目的をもった項目にした方が良いと思います。例えば、資料No.2-3問9をみると、もう化石燃料は一切使わないエネルギー政策を四街道市は採りますので協力して頂きたいのですが、そのためにはどのようなエネルギーを導入するのが良いですか、と聞いているように受け取れます。

アンケートの内容については、四街道市としてどうするのかというものをしっかり持たないと良いアンケートにならないと思いますので、問9だけではなく全ての項目についてもう一度再検討して頂きたいと思います。

会 長： ただ今の本橋委員からの意見につきまして、事務局より回答をお願い致します。



事務局： ———直ぐに回答できず———

会長： 今直ぐに回答というわけにもいかないと思いますので、本橋委員の意見を参考にしてもう一度アンケート調査の質問項目全体について精査をしていくということによろしいでしょうか。

それでは大分時間が経ちましたので議事（１）の環境基本計画についての審議はこの辺で一旦終わりにしまして、あとは最後に補足があれば皆さんからご意見をお伺いすることにして先に進めたいと思いますが、今後の境基本計画の策定の工程表というのが資料No.2-1の2ページ目にあります。

私たちの任期も残り僅かとなりますが、それ以降についてもこの作業工程表に沿って進めていきましてその中で皆さんの意見を考慮してアンケート調査の質問項目等を改めて精査をするということで、基本的には了承して頂きたいと思いますが、皆様方いかがでしょうか。

委員全員： ———異議なし———

会長： 有難うございます。

それでは次に議事（２）「四街道市小規模水道条例・施行規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

事務局： ———資料No.3. 3-2に基づき説明———

会長： 有難うございました。ただ今の報告につきまして、皆様方よりご意見を頂きたいと思います。

大瀬委員： この小規模水道条例の担当部署というのは環境部署なのでしょうか。

事務局： 水道については、市営水道を供給する担当部署がありますが、今回の権限移譲に当たっては水道法に係る事務の移譲元である国において、事務を所管する部署については水の衛生に関わる業務ということで、環境衛生担当部署が望ましいという指導・助言が出ており、県内各市において移譲される事務を所管する部署は環境衛生を担当する部署が多いと聞いています。

大瀬委員： 環境部署はこれまでも衛生関係を担当しているのでしょうか。

事務局： 当市の環境政策課については、環境基本計画の策定等を所管する環境保全グループと、私どもの環境衛生グループの2グループがあり、衛生グループの所管する主な業務としては、市営霊園の整備及び管理運営事業、環境美化推進事業、狂犬病予防関連事業や食品衛生関連事業等印旛保健所と密接な関係を持っている業務を中心に所管しています。

移譲を受ける事務については、飲用水の衛生対策事業との観点から衛生グループが所管するという方向で進めています。

会長： 有難うございました。ご意見・ご質問いかがでしょうか。

八角委員： 小規模水道は簡単にいうと50人以上の者に水を供給するという施設であるということですが、簡単に言ってどのような方がこのような施設を作るのか教えて頂きたいと思います。

事務局： 給水人口が50人以上となりますと、一般家庭ではなくビル・マンション等の共同住宅や、幼稚園・学校等の教育施設、病院等多人数が使用する施設が該当すると考えて頂ければと思います。

八角委員： 解りました。有難うございました。

会長： 他にご意見・ご質問いかがでしょうか。

千代委員： 現在市内に小規模専用水道・小規模簡易専用水道はどの程度の施設が存在しているのか、教えて頂きたいと思います。

事務局： 県の説明によると小規模専用水道が6施設、小規模簡易専用水道施設が7施設あります。参考までに申し上げますと、この他、水道法に基づき市に移譲されることとなった水道施設については、専用水道施設が6施設、簡易専用水道施設は74施設です。

会長： 有難うございました。他にご意見・ご質問よろしいでしょうか。

本橋委員： 議題（2）の「四街道市小規模水道条例・施行規則について」ですが、環境審議会に議題として挙げなければならない問題なのか疑問に感じました。権限移譲に伴うものであれば、審議会で論議する余地や必要性はないと感じますがどうなのでしょう。

事務局： 本件については内容が複雑多岐に渡っており、今一度整理して申し上げますと、今回市が移譲を受ける水道に関する事務は大きく分けて2つの事務に分けることができます。一つは国の一括法に基づき市に移譲されることとなった水道法に基づき実施する水道施設の指導監督に係る事務であり、もう一つは市が県から移譲を受け、今回新たに条例を制定して実施することとなった、水道法の適用対象とならない小規模な水道施設の指導監督に係る事務の二つです。

前者の事務につきましては、本橋委員ご指摘のとおり水道法に基づき粛々と進めるべき事務でありますことから、委員の皆様からご意見を頂く必要性は少ないものと考えております。

一方、議題とさせていただきました、小規模水道条例及び規則につきましては、水道法による規制の対象とはならない、規模の比較的小さい水道施設の指導監督に係るものであり、このような小規模水道施設につきましては、水道法による規制の対象とはならないため、これまでは県が独自に条例及び規則等を策定し指導監督を行っていたものです。

今般、この小規模水道施設の指導監督事務について、水道法に係る事務が市に移譲されることに併せ、県が所管していた小規模水道施設の指導監督事務についても市に移譲し、県の指導監督対象区域から市を除外するとの方針が県より示されたため、市として新たに独自の条例及び規則を制定する必要が生じたものであり、市条例及び規則案について委員の皆様のご意見を頂くため議題としたものです。

ただし、今回制定する条例及び規則等は県の条例等の内容とほぼ相違が無いことから、審議会における意見聴取手続きやパブリックコメントは必要ないのではないかと考えておりましたが、庁内関係部署に確認した結果市民参加手続きを要する条例・規則の制定であるという指摘を受けたため、今回議題として委員皆様のご意見を頂くものです。

会長： 有難うございました。それでは皆様方の意見を参考にして、事務局で条例制定のための準備を進めて議会へ上程していただくことになると思います。

皆様方、ご協力ありがとうございました。

それでは、次に議題（3）「市営霊園合葬式墓地合同埋蔵施設の概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局： —資料No.4. 4-2に基づき説明—

会 長： 有難うございました。それではただ今の報告につきまして皆様方よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

越中委員： 資料No.4の3の④に「埋蔵方法は、カロート上部投入口より落とし込む方法とします。」とありますが、落とし込む方法とはどのような方法なのでしょうか。

事務局： 資料No.4裏面に想定設計図がございますが、投入口を通じ収蔵室へ埋蔵する方法を現在考えています。なお、埋蔵する際は、骨壺からお骨を取り出し袋に入れた状態で埋蔵する方法を考えています。

越中委員： 言い方は悪いですが、投げ込むということですか。

事務局： 収蔵室には人が立入ることが出来ない構造になっていることから、委員のご指摘に近い状態での納骨になるかとは思いますが。

越中委員： 人目に付くかどうかの問題ではなく、そのような方法による納骨は、私は心情的に疑問があるのですが何か他に良い納骨方法はないのでしょうか。

事務局： 同様の施設を整備している県内の先進市においても、納骨棟の床下部分に合同埋蔵施設が設置されている構造となっており、同様の方法により埋蔵する方法が採られています。

当市の施設も先進他市の施設を参考として設計をしたという経緯がございますが、越中委員からご指摘を頂きました点については、施設の設計内容にどのような形で反映できるかわかりませんが、ご意見として持ち帰り検討させて頂きたいと思っております。

会 長： 有難うございました。他にご意見・ご質問はありますか。

小野沢委員： 埋蔵数約4,000体となっておりますが、受け入れ予定年数はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

事務局： 受け入れ予定年数については、今後の利用形態により年間の埋蔵数が変わることから不確定な部分もありますので、はっきりした年数は申し上げられません。市営霊園一般墓地の年間受付件数が過去の平均で約100件であることから、数年で受け入れ不能となるような規模の施設ではないと考えて

います。

小野沢委員： 現時点でははっきりした予定年数の見込みはないということですね。

会 長： 他にご意見・ご質問はありますか。

本橋委員： 私はこのような施設は大変良いと思いますが、ただ問題としては、納骨棟と合同埋蔵施設の耐用年数がどのくらいかということです。未来永劫ではないと思うので、大体何年位を考えているのかということと、耐用年数を迎えた後はどうなるのか、ということをお聞きしたいと思います。

事務局： 耐用年数は60年で設計しています。納骨棟の部分が耐用年数を迎えた後の対応について先進市に聞いたところ、いずれの市も上部の建物は壊した上で焼骨が合同埋蔵されたスペースの上部に碑を建てると聞いています。

当市も当初は同様の施設の整備を検討しましたが、そのような方式にした場合、同じ場所に二度と同様の施設を建設することが出来なくなってしまうことから、一時的に骨壺に納めた状態で保管する区域と最終的に永年に埋蔵する区域を分けて隣接する場所に個別に整備することにしました。

このことにより、納骨棟が耐用年数を迎えた場合であっても、建物を取り壊し更地にすれば同じ区域に同じような建物を繰返し建設することが可能となり、効率的な土地利用が図れることとなります。

合同埋蔵施設についても上部の建築物については経年による劣化がありますので、耐用年数を迎えた時点で建物部分を壊し、地下の埋蔵施設の上部に碑等を建てること等を想定しています。

会 長： 有難うございました。他にご意見・ご質問はございますか。

阿部委員： 資料No.4-2の募集案内中の合葬式墓地の特色の部分で、「埋蔵後の焼骨は、原則として返還することができません」とありますが、「原則として」ということは事情があれば返還することが可能なような保管状態にするという意味でしょうか。

事務局： 合葬式墓地については、納骨棟に設置したロッカー型の納骨壇に骨壺に焼骨を納めた状態で一定期間保管している間であれば、物理的に返還は可能ですが、原則としては一度納骨した焼骨の返還は安易に認めない方針です。

ただし、諸事情により一度納骨した遺骨の返還を関係者から請求される場

合も想定されますので、そのような場合は個々の事例ごとに判断した上で返還することも可能な対応としています。

なお、今回建設する合同埋蔵施設に焼骨を移動して合同埋蔵した後については物理的に焼骨の返還は出来ないこととなります。

阿部委員： わかりました。どうも有難うございました。

会長： 他にご意見・ご質問はございますか。

丸山委員： 図面を拝見しますと、斜線部分の建設予定地の面積はかなり広いようですが、合同埋蔵施設の大きさはどの程度あるのですか。

事務局： 約4,000体程度の遺骨が収蔵できる施設ということで地下の埋蔵室部分については、深さが約3メートル、一辺が約5メートル程度の四角い箱状の構造物となります。容量としては約45m<sup>3</sup>を想定しています。

会長： 他にご意見ご質問等はございますでしょうか。

そろそろ時間が迫ってまいりましたのでこの議事の審議は終わりにしたいと思えます。事務局におかれましては、委員の皆様から出た意見を参考にして施設の設計を進めて頂ければと思えます。

それでは最後に議題の（4）その他になりますが、何かございますか。

小野沢委員： 前回の審議会でも路上喫煙の禁止条例について審議させて頂いたと思えますが、進捗状況・課題等についてご説明頂ければと思えます

会長： 小野沢委員からの質問について事務局より回答願います。

事務局： 路上喫煙の禁止条例につきましては、まちをきれいにする条例の一部改正として6月議会でご承認を頂きました。

これに伴い四街道市内の公共の場所でたばこを吸う方は、喫煙により他人の身体・財産・生命に危害を加えることのないよう配慮する責務を自覚して頂くという努力義務が課せられることとなります。

また、特にたばこの吸い殻の散乱防止や歩きたばこの火による事故防止、歩行者の安全確保を図るため特に措置を講ずる必要がある地区について、路上喫煙を制限する地区として指定することができるようになりました。

条例の施行は来年の1月1日を予定しており、条例の周知啓発を進めてま

います。

会 長： 有難うございました。

それでは議題の（１）と（２）についてですが、途中で審議を打ち切った部分もありますので、ここだけは確かめておきたいという点がありましたら質問・コメント等を受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。

阿 部 委 員： 議題の（１）四街道市環境基本計画策定のこととお伺いしますが、市民の意見を聞く方法としてアンケート調査やヒアリング調査を実施することと思います。アンケート調査は無差別でおやりになると思うので問題はないと思うのですが、ヒアリング調査について市民活動団体の意見を聞く際の団体の選び方はどのようにされる予定でしょうか。

事 務 局： ワークショップについては市政だよりと自治会回覧により参加者を募集したいと考えています。関係団体については、環境関係団体が数多くあるかと思いますが、できるだけ多くの団体からご意見等をお聞きしたいと考えています。

事 務 局： ———事務局内で回答について調整———

事 務 局： 資料No.2-1の策定体制にあるワークショップについてですが、これは今話がありましたように市政だより等で参加者を公募して市民の方に意見をお伺いしたいと思っています。

阿 部 委 員： 解りました。公募の際の人選に係る調整については、幅広い意見を頂けるようご配慮をお願いしたいと思います。

事 務 局： 解りました。

会 長： 有難うございました。それでは終了予定時間も近づいてまいりましたのでここで議事を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

事 務 局： 事務局からは、次回の審議会日程についてお話をさせていただきます。次回の審議会については、環境基本計画策定準備の都合上12月頃に開催させていただきますと考えています。

具体的な日程については、会長・副会長と協議の上決定させていただきます。

思います。

会 長： 他に何かありますでしょうか。

八 角 委 員： 審議会委員の再任をさせて頂きたいと思いますが、公募委員についてはまた新しく申請しなければならないのでしょうか。

事 務 局： 各種審議会委員の選任に当たりましては、「四街道市審議会等に関する指針」というものが策定されており、この中で審議会委員の在り方や公募方法等に関する基準が示されています。後程、事務担当課に確認いたします。

会 長： それでは特に意見等も無いようでございますので、本日の議事はこれで終了致します。どうも皆様方熱心な討論有難うございました。

事 務 局： 有難うございました。それでは以上をもちまして、平成24年度第1回四街道市環境審議会を終了いたします。有難うございました。